

岐阜県公報

第 五 十 八 号

令和元年十一月二十二日

(金曜日)

目 次

規 則

岐阜アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則
岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則

(地域スポーツ課) 三六五
(建築指導課) 三六九

告 示

知事指定薬物の指定の失効

(業務水道課) 三七〇

道路の区域変更

(道路維持課) 三七〇

道路の供用開始

(同) 三七二

建築基準法に基づく道路の位置指定

(建築指導課) 三七二

公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱

(交通企画課) 三七三

正 誤

道路の供用開始中訂正

(道路維持課) 三七三

道路の区域変更中訂正

(同) 三七三

規 則

岐阜アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十六号

岐阜アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜アリーナ条例施行規則(平成十一年岐阜県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。
別記第一号様式及び別記第一号様式の二を次のように改める。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

利用申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者 住 所

氏 名

代表者名

電話番号

次のとおり施設の利用を申し込みます。

行事名称				
利用の目的			利用人数	人
利 用 日	開始時刻	終了時刻	施 設 の 名 称	使用料
入場料			施設使用料計	
附属設備等の利用			附属設備等使用料計	
減免区分			加算使用料計	
担当者名			減免使用料計	
担当者電話番号			合計使用料	
特別設備の内容				

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜アリーナ指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第 1 号様式の 2 (第 3 条関係)

利用承認通知書

第 号
年 月 日

申込者住 所

氏 名
代表者名 様
電話番号

岐阜県知事

次のとおり施設の利用を承認します。

行事名称				
利用の目的			利用人数	人
利 用 日	開始時刻	終了時刻	施 設 の 名 称	使用料
入場料			施設使用料計	
附属設備等の利用			附属設備等使用料計	
減免区分			加算使用料計	
担当者名			減免使用料計	
担当者電話番号			合計使用料	
特別設備の内容				

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜アリーナ指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第 4 号様式 (第 4 条関係)

別記第四号様式を次のように改める。

利用承認変更申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者 住 所

氏 名

代表者名

電話番号

年 月 日付け 第 号で承認を受けた施設の利用について、次のとおり変更の申込みをします。

行事名称				
利用の目的		利用人数	人	
利 用 日	開始時刻	終了時刻	施 設 の 名 称	使用料
入場料			施設使用料計	
附属設備等の利用			附属設備等使用料計	
減免区分			加算使用料計	
担当者名			減免使用料計	
担当者電話番号			合計使用料	
特別設備の内容、 変更の理由等				

添付書類 利用承認通知書

注 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「岐阜アリーナ指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

附 則

- 1 この規則は、令和元年十一月二日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十七号

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築士法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「よつて」を「より」に、「戸籍謄本又は戸籍抄本及び法律第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に、「知事」を「これを知事」に改め、同条第三項中「よつて」を「より」に、「免許申請書」を「免許申請書」に改める。

第六条第一項中「同条第三号に掲げる場合」を「第二号」に改め、同条第四項中「第八条の二第三号」を「第八条の二第二号」に改め、「限る。」の下に「若しくは第二項を、「おいては」の下に「当該二級建築士又は木造建築士（法第九条第二項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの法定代理人若しくは同居の親族）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「失踪」を「失踪」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

二 二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの法定代理人若しくは同居の親族は、法第八条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合においては、別記第五号様式による届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを知事に提出しなけれ

ばならない。

第七条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第八条中「木造建築士の」を「木造建築士に」に改める。

第九条の十一第一号中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。

第九条の十二中「第九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第九条の十四中「第一条、第二条及び第四条から第七条の二まで」を「第一条第一項及び第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項、第七条並びに第七条の二並びに建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第一条の三」に、「第六条第一項から第三項までの規定」を「（同令第一条の三）に改め、「第六条第一項から第三項までの規定中「別記第五号様式」とあるのは「指定登録機関の定める様式」とを削り、「前条第三項の規程」を「前条第四項の規定」に、「前条第三項の規定」を「前条第四項の規定」に、「する。」を「（同令第一条の三中「都道府県知事」とあるのは「指定登録機関」とする。）に改める。

第十三条第一項中「二級建築士等試験事務」という。）が「二級建築士等試験事務」という。）を「改め、同項第一号中「各号の」を「いずれか」に改め、同条第二項中「前項」を「前項各号」に改める。

別記第一号様式表面中「戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書」を「本籍の記載のある住民票の写し」に、「免許証明書」を「免許証」に

1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。	いる <input type="checkbox"/>	いない <input type="checkbox"/>
2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>
5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築	ある <input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/>

士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。

業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間

年 月 日から
年 月 日まで

- 1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。
あるときは、その罪及び刑
あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日
- 2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。
あるときは、その罪及び刑
あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日
- 3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。
あるときは、その日
- 4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。
業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間
- 5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。

住所
岐阜県三川町大字新田
氏名
氏名
性別
性別
生年月日
生年月日
職業
職業
資格
資格
印
印
印
印

告示

岐阜県告示第三百六号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失つので、同条第二項の規定により告示する。

令和元年十一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 失効する知事指定薬物の名称
- 1 一 (ベンゾフラン 六 イル) N エチルプロパン ニアミン及びその塩類 (通称六 EAPB)
 - 2 一 (ベンゾフラン 四 イル) N エチルプロパン ニアミン及びその塩類 (通称四 EAPB)
 - 3 一 シクロヘキシルメチル 一 H インドール ミイル) (ナフタレン イル) メタノン及びその塩類 (通称 NE CHMIMO、JWH O一八 c lohexyl methyl derivative、CHM O一八)
- 二 失効の理由
- 当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため。
- 三 指定の効力を失つ日
- 令和元年十一月二十四日

岐阜県告示第三百六号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
三川 輪島線		各務原市大野町二丁目一〇六番一地从先から 市那加緑町二丁目一五番地先まで		後	前	別 後	変 更	員 敷 地 の 幅 員	延 長				
		二・〇	六・五	二六・〇	二〇・五	四三〇・〇	四三〇・〇	二・〇	六・五	四三〇・〇	四三〇・〇		

岐阜県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
三川 輪島線		岐阜市岩田東一丁目三三〇番地先から 同市同 四番一地先まで		後	前	別 後	変 更	員 敷 地 の 幅 員	延 長				
		九・六	七・五	三・八	三・八	四一	四一	九・六	七・五	四一	四一		

岐阜県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
本 関 巢 線		岐阜市春近古市場南一五四番地先地内		後	前	別 後	変 更	員 敷 地 の 幅 員	延 長				
		七・七	七・七	一〇・一	一〇・一	一三〇	一三〇	七・七	七・七	一三〇	一三〇		

岐阜県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
白 多 川 治 見 線		可児市桂ヶ丘二丁目二〇七番二地先から 同市久々利柿下入会字 で柿下山三番四六八地先ま		後	前	別 後	変 更	員 敷 地 の 幅 員	延 長				
		一四・〇	一三・三	二四・五	三三・〇	一四六・〇	一四六・〇	一四・〇	一三・三	一四六・〇	一四六・〇		

岐阜県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十一月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日）
県道	本 関 線	岐阜市春近古市場南一五四番地先地内		三・〇	令和元・二・三	令和元・二・三

岐阜県告示第三百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和元年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	年月日
----	----------	----------	------	-----

羽島市竹鼻町狐穴字矢熊一四六〇番四	四・八五	三〇・〇〇	岐西建築第八〇号の八	令和元・七・五
羽島郡岐南町平島二丁目三三五番四	四・〇六	三〇・九九	岐西建築第八〇号の一	同 七・一六
山県市大字高富字和合松二二〇三番四	四・〇〇	三〇・九	岐西建築第八〇号の一	同 八・二七
本巣郡北方町高屋白木三丁目一〇八番九	四・五	三三・三九	岐西建築第一八〇号の一	同 八・二六
本巣市政田字清水一六九九番四	六・〇〇	二四・七	岐西建築第一八〇号の一	同 九・一九

中濃建築事務所長

関市下有知字溝之間三二四五番二一	六・〇〇	三〇・〇	中建築第四〇号の四	令和元・七・一
美濃加茂市本郷町七丁目五九番四	六・〇〇	三〇・五	中建築第四〇号の五	同 七・一九
関市下有知字四切田一一一九番九	五・〇〇	三〇・三	中建築第四〇号の六	同
関市中三丁目五五番七の一部、九七番二、九七番三、九七番四、九七番九、九八番一、九九番九の一部、三二〇番六、三二〇番七及び法定外公共物（道路）	六・〇〇	二六・四	中建築第四〇号の九	同 七・三〇
関市中三丁目九七番一四及び九七番一八	六・〇〇	九七・四	同	同
関市稲口字老町田六三八番四	六・〇〇	七・四	中建築第四〇号の八	同 七・三
関市武芸川町高野字神高野一一三番四、一一三番一七及び一一三番二	六・〇〇	四三・七	中建築第四〇号の七	同 八・九
美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字大庭一五八八番四	六・〇〇	五〇・七	中建築第四〇号の一〇	同 八・二六
関市倉知字西屋敷一三八番三	五・〇〇	二二・三	中建築第一〇号の一	同 八・三〇

東濃建築事務所長

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十二条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

令和元年十一月二十二日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

委嘱した委員

活動区域	氏 名	住 所	委嘱年月日
------	-----	-----	-------

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年 月 日 認 定
中津川市駒場字後洞二三二番七、一三二番一五、一三二番一七及び一三二番一八	六〇〇	一〇〇〇〇	東建築第八〇号の五	令和元・六・二六
中津川市茄子川字前田一三八四番五及び一三八四番五地先中津川市所管法定外公共物（水路）	六〇〇	四七・七〇	東建築第八〇号の六	同
中津川市茄子川字上諏訪一五九五番四九	六〇〇	四七・四六	東建築第八〇号の四	同 七・九
中津川市中津川字島田二七五九番一、二七六〇番一、二七六〇番七の一部及び中津川市所管法定外公共物（道路、水路）	六〇〇	六・一五	東建築第八〇号の七	同 九・六

岐阜羽島警察管轄区	岡田 安 榮	羽島市竹鼻町	令和元年十一月十一日
-----------	--------	--------	------------

正 誤

（原稿誤り）

令和元年六月二十一日第十四号 道路の供用開始（岐阜県告示第七十七号）八〇頁上段の表中 「下呂市金山町卯之原字前平八」は、「下呂市金山町卯野原字前平八」の誤り。

正 誤

（原稿誤り）

令和元年十一月一日第五十二号 道路の区域変更（岐阜県告示第二百七十六号）三二七頁上段の表中 「高山市国府町名張字五明」は、「高山市国府町名張字明石」の誤り。

「石一二六四番四地先から」「一二六四番四地先から」

令和元年十一月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社